

敦賀市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策にかかる経費に関して、現場管理費補正の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 真夏日 真夏日は下記ア又はイのいずれかの日とする。

ア 日最高気温が30度以上の日

イ 暑さ指数(WBGT)が25度以上の日

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯がア又はイの日とする。

受注者はア又はイを選択することができ、ア及びイの併用は不可とする。

なお、森林整備保全事業については、ウに基づき気温の補正を行い、イは適用外とする。

ウ 気温の補正方法 気温の計測結果(施工現場を代表する1地点で気象庁の観測方法を準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く)は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件によりこの算定式により難しい場合は、監督員と協議し補正方法を決定するものとする。

補正後の気温(℃) = 計測気温(℃) - 標高差(m) × 0.6/100(℃/m)

標高差(m) = 工事現場の標高(m) - 気象庁の地上気象観測所の標高(m)

※ 標高差の値は小数点第1位を四捨五入し、整数とする。

(2) 工期 工事の始期から工事の終期までの期間とし、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、フレックス方式の余裕期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率 下記により算出された率とし、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

真夏日率(%) = 工期中の真夏日 ÷ 工期

(対象工事)

第3条 敦賀市の発注工事で、「土木工事積算基準書、水道工事積算基準書、土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）、漁港漁場関係工事積算基準、森林整備保全事業設計積算要領」を適用して工事費を積算し、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くものとする。

(積算方法)

第4条 現場管理費の補正は、変更契約において下記のとおり行う。

(1) 補正方法

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{*1}$$

^{*1} 補正係数：1. 2

補正值は、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

なお、合算後の補正值(%)は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times \{(\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{*2}) + \text{補正值}\}$$

^{*2} 土木工事積算基準書、水道工事積算基準書、土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）、漁港漁場関係工事積算基準、森林整備保全事業設計積算要領の施工地域等に係る補正係数をいう。

(実施方法)

第5条 発注者は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事であることを特記仕様書に明示する。

2 受注者は、本要領に基づく補正を希望する場合には、事前（施工計画書の提出時）に、「熱中症に対する具体の対策内容」を工事打合せ簿に記載し、監督職員と協議を行う。また、監督職員と事前に調整した期日までに、下記2つの資料を工事打合せ簿に添付の上、提出する。

(1) 真夏日率等算出表（様式1）

(2) 熱中症対策に資する現場管理の実績確認書（様式2）

- 3 真夏日の取得は、施工現場の最寄りの地上・地域気象観測所の気温を用いることとし、第2条第1号アの気温は、気象庁の気温観測所で観測された気温、第2条第1号イの暑さ指数（WBGT）は、環境省が公表している暑さ指数（WBGT）とする。

（その他）

第6条 この要領に定めのない事項又はこの要領の規定により難い事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

（施行日）

- 1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。

（適用）

- 2 本要領に基づく運用は、令和7年4月1日以降の契約工事から適用するものとする。
- 3 令和7年8月1日以前に完成した工事については、適用対象外とする。